

選べる『団体傷害保険』

団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) ・ 所得補償保険

本パンフレットには「団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)」「所得補償保険」パンフレット別冊が付いています。
お申込の際には必ずあわせてご確認ください。

**割引
15%
適用**



病気とケガの補償を基本にオプションで幅広い備えを

基本プラン

病気 への備え (個人タイプのみ)

病気とケガの補償

病気のリスクを補償



ケガ への備え

病気とケガの補償

ケガのリスクを補償



所得補償保険



ケガまたは病気で働けなくなった場合

選べるオプション

基本プランにオプションをプラスすることで補償を充実

個人タイプ オプション



先進医療費用



ホールインワン・
アルパトロス費用



親介護一時金



介護一時金
(本人介護)

共通オプション



日常生活賠償



携行品損害・
受託物賠償責任

ポイント①

**団体割引15%^(注)が
適用されます。**

三井住友建設株式会社を保険契約者とする団体契約のため、団体割引15%が適用されます。

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。



ポイント②

1A、2A、3A、1B、2B、3B、
1A3、1B3セットご加入の方は

**熱中症による入院、
通院等も補償されます!**



熱中症 (日射または熱射による身体障害) による通院や入院、手術、死亡・後遺障害についても補償されます。

保険期間

2025年10月16日午後4時から2026年10月16日午後4時まで(1年間)

申込締切日

2025年10月3日(金)

※募集締切後も随時ご加入を受け付けておりますので、
代理店・扱者までお問い合わせください。

加入申込票提出先

SMC商事株式会社 保険部

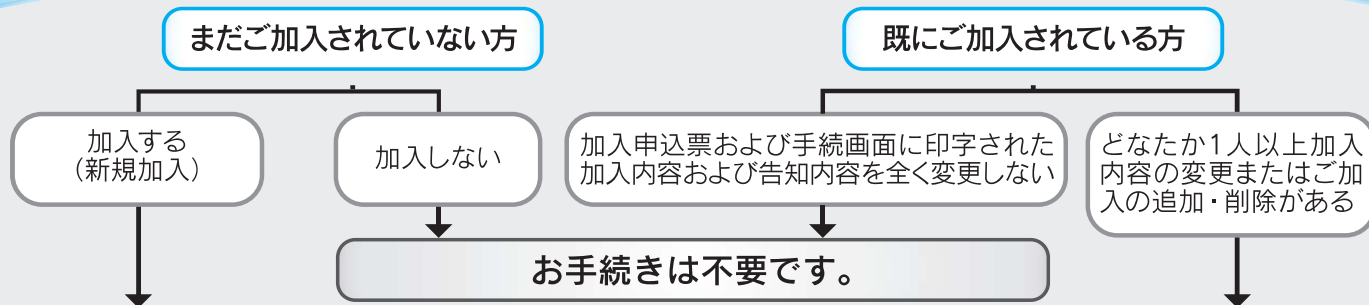
保険料払込方法

2026年1月より毎月給与引き去り

所 管

三井住友建設株式会社 事務センター
三井住友建設グループ各社 所管部署
SMC商事株式会社 保険部

お 手 続 き の 流 れ



ご希望の補償プランのページをご覧ください、インターネットよりお手続きください。

ネットで加入手続きされる場合は、パンフレット内の「加入申込票」を「申込画面」に、「記入」を「入力」に読み替えてください。

＜ご加入方法＞

次のいずれかに該当する場合にはインターネット手続きまたは「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

＜自動継続の取扱いについて＞

- 前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

募集締切後も随時ご加入を受け付けておりますので、代理店・扱者までお問合わせください。

ご加入の前にご確認ください

お申込人となれる方

お申込人となれる方は、三井住友建設株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。

被保険者本人(加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方)、被保険者(補償の対象者)の範囲

※図は被保険者本人となれる方の例です。

基本プラン

個人タイプ

- この制度で被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方の範囲は、三井住友建設株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員本人およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族^(注)ならびに家事使用人をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

（注）「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

- 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方のみが補償の対象者となります。
- 病気とケガの補償の場合
上記被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方で保険期間の開始時点で満1才～満69才かつ加入申込票の健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

夫婦タイプ

- この制度で被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方の範囲は、三井住友建設株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

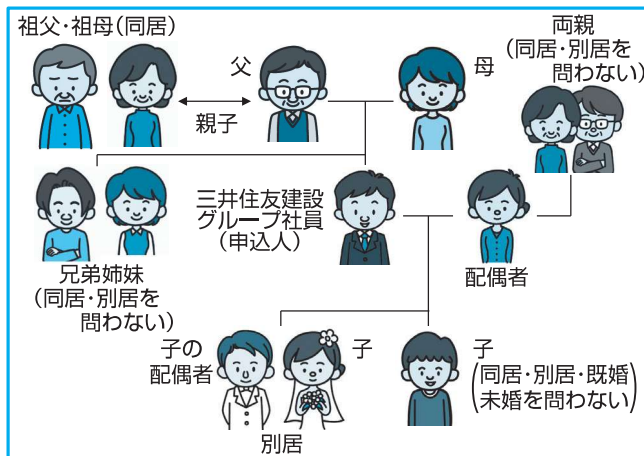
- 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方およびその配偶者が被保険者（補償の対象者）となります。

家族タイプ

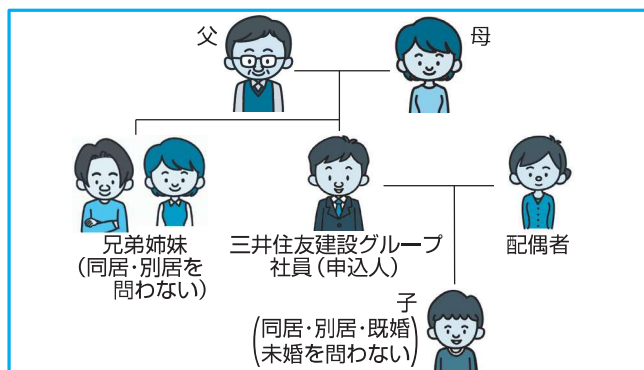
- この制度で被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方の範囲は、三井住友建設株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

＜個人タイプ＞被保険者本人となれる方の例



＜夫婦・家族タイプ＞被保険者本人となれる方の例



- 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方に加え、保険金支払事由発生時において次の続柄の方が被保険者（補償の対象者）となります。

- a) 被保険者本人の配偶者
b) 被保険者本人またはその配偶者と同居^(注1)の、被保険者本人またはその配偶者の親族^(注2)
c) 被保険者本人またはその配偶者と別居^(注1)の、被保険者本人またはその配偶者の未婚^(注3)の子

(注1) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2) 「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注3) 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

所得補償保険

被保険者本人（加入申込票に記名される方）となれる方の範囲は、次のいずれも満たす方になります。

- ①三井住友建設株式会社およびそのグループ会社で現在働いている方で、保険期間の開始時点で満20才～満64才の方（年令は、2025年10月16日時点の満年令です。）
②加入申込票の健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
被保険者本人（加入申込票に記名される方）のみが補償の対象者となります。

オプション

■先進医療費用

加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方が補償の対象者となります。

*基本セット1A3、1B3セットにご加入の場合、保険期間の開始時点で満1才～満69才、基本セット1A、1Bセットにご加入の場合、保険期間の開始時点で満1才～満89才かつ加入申込票の健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

■日常生活賠償

ご加入される基本プランにかかわらず、加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方に加え、保険金支払事由発生時において次の続柄の方が被保険者（補償の対象者）となります。詳細はパンフレット別冊をご覧ください。

- a) 被保険者本人の配偶者
b) 被保険者本人またはその配偶者と同居^(注1)の、被保険者本人またはその配偶者の親族^(注2)
c) 被保険者本人またはその配偶者と別居^(注1)の、被保険者本人またはその配偶者の未婚^(注3)の子
d) 被保険者本人およびa) からc) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(注4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2) 「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注3) 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

■携行品損害

- ①個人タイプ：加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方が補償の対象者となります。（記名していただける方は、左記基本プラン（個人タイプ）と同範囲です。）
②夫婦タイプ：被保険者の範囲は左記基本プラン（夫婦タイプ）と同範囲です。
③家族タイプ：被保険者の範囲は左記基本プラン（家族タイプ）と同範囲です。

■受託物賠償責任

被保険者の範囲は日常生活賠償と同範囲です。

■ホールインワン・アルバトロス費用

加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方が補償の対象者となります。

■親介護一時金

基本プランの被保険者本人の親（姻族を含みます。）が補償の対象者となり、2名まで加入できます。

*親御さまの年令は保険期間の開始時点で満20才～満89才かつ加入申込票の健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

■介護一時金（本人介護）

加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方が補償の対象者となります。

*基本セット1A3、1B3セットにご加入の場合、保険期間の開始時点で満1才～満69才、基本セット1A、1Bセットにご加入の場合、保険期間の開始時点で満1才～満89才かつ加入申込票の健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

商品構成変更のお知らせ

昨今の特定感染症状況の変化(*)を踏まえ、特定感染症危険補償特約は2025年10月16日始期契約分より廃止することとなりました。

*疾病補償（1A3、1B3）では特定感染症リスクは引き続き補償対象となります。

(*) 2023年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、「新型インフルエンザ等感染症（2類相当）」から「5類感染症」に変更となっており特定感染症危険補償特約の補償対象外です。

基本プラン（個人タイプ）

〈団体総合生活補償保険（MS&AD型）〉

「病気とケガの補償」と「ケガの補償」の両方にご加入の場合は、併せて6口が限度です。

病気とケガの補償

病気で入院した。



病気で手術を受けた。



など

〈天災危険補償〉

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償します。
(1B3セットのみ)



ケガをして通院した。



熱中症で入院した。



交通事故でケガをして入院した。



など

(加入限度口数：6 口※)

補償内容と月払保険料（1 口あたり）

※他のタイプと併せてご加入の場合は、被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額30,000円以内（15才未満の方は15,000円以内）、傷害通院保険金日額20,000円以内（15才未満の方は10,000円以内）となるようにご加入ください。

基本セット名		1A3	1B3
特約	天災危険補償	×	○
	熱中症危険補償	○	○
入院	支払限度日数：180日 支払対象期間：1,095日	病気 ケガ	1日につき2,500円
手術	病気 ケガ	入院中の手術2.5万円／入院中以外の手術1.25万円	
放射線治療	病気	2.5万円	
通院	支払限度日数：90日 支払対象期間：180日	ケガ	1日につき1,500円
死亡・後遺障害	ケガ	最高200万円	

＜月払保険料＞1 口あたり 保険期間の開始時点で満1才～満69才までの方がご加入できます。

年令	1～4才	5～9才	10～14才	15～19才	20～24才	25～29才	30～34才	35～39才	40～44才	45～49才	50～54才	55～59才	60～64才	65～69才
1A3	1,070円	1,010円	910円	910円	970円	1,050円	1,140円	1,150円	1,150円	1,240円	1,390円	1,630円	2,040円	2,760円
1B3	1,130円	1,070円	970円	970円	1,030円	1,110円	1,200円	1,210円	1,210円	1,300円	1,450円	1,690円	2,100円	2,820円

・年令は2025年10月16日時点の満年令です。

・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

ケガの補償

※特定感染症危険補償特約は廃止いたしました。

〈天災危険補償〉

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償します。
(1Bセットのみ)



ケガをして通院した。



熱中症で入院した。



交通事故でケガをして入院した。



など

(加入限度口数：6 口※)

補償内容と月払保険料（1 口あたり）

※他のタイプと併せてご加入の場合は、被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額30,000円以内（15才未満の方は15,000円以内）、傷害通院保険金日額20,000円以内（15才未満の方は10,000円以内）となるようにご加入ください。

基本セット名		1A	1B
特約	天災危険補償	×	○
	熱中症危険補償	○	○
入院	支払限度日数：180日 支払対象期間：180日	ケガ	1日につき2,500円
手術	ケガ	入院中の手術2.5万円／入院中以外の手術1.25万円	
通院	支払限度日数：90日 支払対象期間：180日	ケガ	1日につき1,500円
死亡・後遺障害	ケガ	最高200万円	
月 払 保 険 料		810円	870円

・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。



オプション(個人タイプ)

皆さまのニーズにあわせて補償を選択いただけます。

必ず基本プランとセットでご加入ください。

(加入限度口数：1口)

先進医療費用

オプションセット名	S
保険金額	1,000万円
月払保険料	70円

- 先進医療にかかる費用(技術料)を補償
- 先進医療を受けるための交通費・宿泊費(1泊につき1万円限度)も補償



*基本セット1A3、1B3にご加入の場合、保険期間の開始時点で満1才～満69才までの方が加入できます。
*基本セット1A、1Bにご加入の場合、保険期間の開始時点で満1才～満89才までの方が加入できます。

(加入限度口数：1口)

日常生活賠償

オプションセット名	A
保険金額	1億円
月払保険料	130円



日常生活の事故で損害賠償責任を負った場合(借用品は対象外)

日本国内において発生した事故については、示談交渉をお引受けします。詳細はパンフレット別冊[ご注意事項]をご覧ください。

(加入限度口数：1口)

携行品損害・受託物賠償責任

オプションセット名	B
保険金額	携行品損害 30万円 (免責金額 3,000円)
	受託物賠償責任 30万円 (免責金額 5,000円)
月払保険料	200円

〈受託物賠償責任〉

友人から借りたカメラを過って壊してしまった。



国内外補償。
ただし、日本国内での受託物のみ補償

他人から預かった受託物に損壊・紛失・盗難が生じ、損害賠償責任を負った場合

〈携行品損害〉

旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。



国内外を問わず自宅外で偶然な事故により自分の持ち物に損害が発生した場合

など

●携行品損害保険金の損害額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

(加入限度口数：1口)

個人タイプ
限定

ホールインワン・アルバトロス費用

オプションセット名	C	D	E	F
保険金額	30万円	50万円	70万円	100万円
月払保険料	330円	550円	770円	1,100円

ホールインワンを達成した。



- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はパンフレット別冊[保険金のお支払いについて]をご参照ください。
 - ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
 - ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

日本国内でのホールインワンまたはアルバトロス達成のお祝いとして祝賀会を実施する等の費用がかかった場合

+ オプション(個人タイプ)

皆さまのニーズにあわせて補償を選択いただけます。
必ず基本プランとセットでご加入ください。

(加入限度口数：1口)

個人タイプ
限定

親介護一時金

オプションセット名	K1	K2	K3
保険金額	100万円	200万円	300万円



この特約の被保険者(補償の対象者)となれる方は、基本プランの被保険者本人の親(姻族を含みます。)で、2名までとなります。

親御さまの要介護状態*が30日を超えて継続した場合

介護のため一時的に必要なとなる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

<月払保険料>特約被保険者である親1名あたり

フランチャイズ期間：30日

親の年令	セット名	20~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才	70~74才	75~79才	80~84才	85~89才
月払保険料	K1	10円	20円	30円	70円	160円	370円	820円	1,790円	4,580円	9,850円
	K2	10円	30円	70円	150円	330円	740円	1,640円	3,570円	9,150円	19,700円
	K3	20円	50円	100円	220円	490円	1,110円	2,460円	5,360円	13,730円	29,560円

- ・年令は2025年10月16日時点の親御さまの満年令です。
- ・両親ともに特約被保険者とする場合、異なる保険金額で設定することはできません。(同額とします。)

POINT1.

- 親御さまは、この特約(オプション)のみでもご加入いただけます。(基本補償のご加入、同居の有無は問いません。)
- 基本プラン(個人タイプ)にご加入いただく被保険者本人の親御さまを補償の対象者とすることができます。

POINT2.

- 親御さまは、満20才~満89才までご加入いただけます。
(健康状況に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。被保険者ご本人さまに代理でご署名いただけます。)

(加入限度口数：1口)

介護一時金(本人介護)

オプションセット名	H1	H2	H3
保険金額	100万円	200万円	300万円



被保険者ご本人さまの要介護状態*が30日を超えて継続した場合

介護のため一時的に必要なとなる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

フランチャイズ期間：30日

本人の年令	セット名	1~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才	70~74才	75~79才	80~84才	85~89才
月払保険料	H1	10円	20円	30円	70円	160円	370円	820円	1,790円	4,580円	9,850円
	H2	10円	30円	70円	150円	330円	740円	1,640円	3,570円	9,150円	19,700円
	H3	20円	50円	100円	220円	490円	1,110円	2,460円	5,360円	13,730円	29,560円

- ・年令は2025年10月16日時点の満年令です。

POINT1.

- 基本セット1A3、1B3にご加入の場合、保険期間の開始時点で満1才~満69才までの方が加入できます。
- 基本セット1A、1Bにご加入の場合、保険期間の開始時点で満1才~満89才までの方が加入できます。

* 要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。詳細はパンフレット別冊[※印の用語のご説明]をご参照ください。

- 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
- 上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

- ・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

基本プラン(夫婦タイプ)

〈団体総合生活補償保険(MS&AD型)〉

ケガの補償

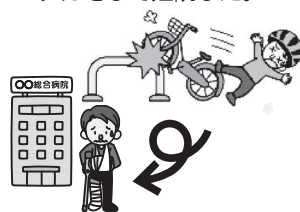
※特定感染症危険補償特約は廃止いたしました。

〈天災危険補償〉

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償します。
(2Bセットのみ)



ケガをして通院した。



熱中症で入院した。



交通事故でケガをして入院した。



など

補償内容と月払保険料(1口あたり)

(加入限度口数: 5口※)

※他のタイプと併せてご加入の場合は、被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の方は15,000円以内)、傷害通院保険金日額20,000円以内(15才未満の方は10,000円以内)となるようにご加入ください。

基本セット名			2A	2B
特約	天災危険補償		×	○
	熱中症危険補償		○	○
入院	支払限度日数：180日 支払対象期間：180日	ケガ	本人	1日につき2,500円
			配偶者	1日につき2,000円
手術		ケガ	本人	入院中の手術2.5万円／入院中以外の手術1.25万円
			配偶者	入院中の手術2.0万円／入院中以外の手術1.0万円
通院	支払限度日数：90日 支払対象期間：180日	ケガ	本人	1日につき2,000円
			配偶者	1日につき1,500円
死亡・後遺障害		ケガ	本人	最高260万円
			配偶者	最高220万円
月払保険料			1,710円	1,830円

・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

オプション(夫婦タイプ)

皆さまのニーズにあわせて補償を選択いただけます。

必ず基本プランとセットでご加入ください。

(加入限度口数: 1口)

(加入限度口数: 1口)

日常生活賠償	
オプションセット名	AA
保険金額	1億円
月払保険料	130円
日常生活上の事故で損害賠償責任を負った場合(借用品は対象外) 日本国内において発生した事故については、示談交渉をお引受けします。詳細はパンフレット別冊[ご注意事項]をご覧ください。	
自転車で他人にぶつかりケガをさせた など	

携行品損害・受託物賠償責任		
オプションセット名		H
保険金額	携行品損害	30万円(免責金額3,000円)
	受託物賠償責任	30万円(免責金額5,000円)
月払保険料		230円
〈受託物賠償責任〉 他人から預かった受託物に損壊・紛失・盗難が生じ、損害賠償責任を負った場合 友人から借りたカメラを国内外補償。ただし、日本国内での受託物のみ補償 過って壊してしまった。 〈携行品損害〉 国内外を問わず自宅外で偶然な事故により自分の持ち物に損害が発生した場合 旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。 ●携行品損害保険金の損害額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。		
など		

・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

基本プラン(家族タイプ)

〈団体総合生活補償保険(MS&AD型)〉

ケガの補償

※特定感染症危険補償特約は廃止いたしました。

〈天災危険補償〉

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償します。
(3Bセットのみ)



ケガをして通院した。



熱中症で入院した。



交通事故でケガをして入院した。



など

補償内容と月払保険料(1口あたり)

(加入限度口数: 9口※)

※他のタイプと併せてご加入の場合は、被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の方は15,000円以内)、傷害通院保険金日額20,000円以内(15才未満の方は10,000円以内)となるようにご加入ください。

基本セット名			3A	3B
特約	天災危険補償		×	○
	熱中症危険補償		○	○
入院	支払限度日数：180日 支払対象期間：180日	ケガ	本人	1日につき1,500円
			配偶者・親族	1日につき1,200円
手術		ケガ	本人	入院中の手術1.5万円／入院中以外の手術0.75万円
			配偶者・親族	入院中の手術1.2万円／入院中以外の手術0.6万円
通院	支払限度日数：90日 支払対象期間：180日	ケガ	本人	1日につき1,000円
			配偶者・親族	1日につき750円
死亡・後遺障害		ケガ	本人	最高160万円
			配偶者・親族	最高70万円
月払保険料			1,460円	1,570円

・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

オプション(家族タイプ)

皆さまのニーズにあわせて補償を選択いただけます。

必ず基本プランとセットでご加入ください。

(加入限度口数: 1口)

(加入限度口数: 1口)

日常生活賠償	
オプションセット名	AB
保険金額	1億円
月払保険料	130円
日常生活上の事故で損害賠償責任を負った場合(借用品は対象外) 日本国内において発生した事故については、示談交渉をお引受けします。詳細はパンフレット別冊[ご注意事項]をご覧ください。	
困った! 請求されるなんて 自転車で他人にぶつかりケガをさせた など	

携行品損害・受託物賠償責任		
オプションセット名		G
保険金額	携行品損害	30万円(免責金額3,000円)
	受託物賠償責任	30万円(免責金額5,000円)
月払保険料		280円
〈受託物賠償責任〉 他人から預かった受託物に損壊・紛失・盗難が生じ、損害賠償責任を負った場合 友人から借りたカメラを過って壊してしまった。 国内外補償。ただし、日本国内での受託物のみ補償 〈携行品損害〉 国内外を問わず自宅外で偶然な事故により自分の持ち物に損害が発生した場合 旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。 ●携行品損害保険金の損害額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。		
		など

・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

所得補償保険

突然やってくる、
ケガや病気！

働けなくなって収入が減少したときの備えを
していますか？

ご加入
いただける方

- ◆所得補償保険の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただける方は、次のいずれも満たす方に限ります。
- ①三井住友建設株式会社およびそのグループ会社で現在働いている方で、保険期間の開始時点で満20才～満64才の方（年令は、2025年10月16日時点の満年令です。）
 - ②加入申込票の健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

特 長

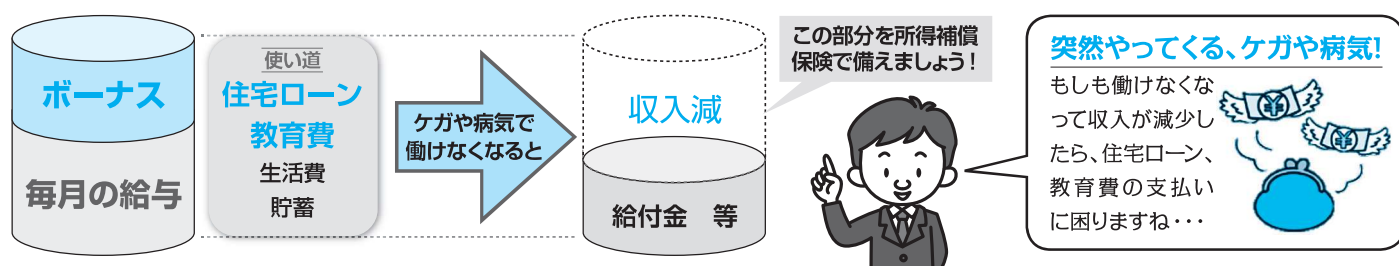
入院のほか、
自宅療養も補
償対象

会社の給与、健康保険からの
給付、労災補償とは別に、ご加
入の口数に応じた保険金をお
支払いします。

病気・ケガの発生は業務
中・業務外を問わず24時
間いつでも補償の対象とな
ります。

加入にあたって医師の診査
は不要です。簡単な告知を
していただくだけです。

「**住宅ローン**をお支払いの方」「**教育費**の備えに」所得補償保険がオススメです！！

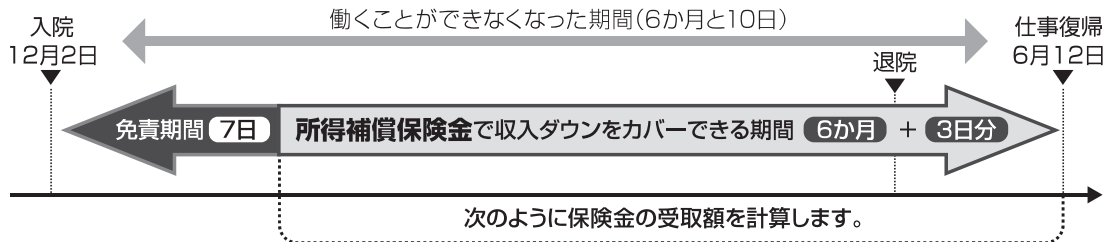


保険金お支払例

ご契約例

- 39才の方が20Aセットに加入
- ◎てん補期間：1年
- ◎免責期間：7日
- ◎所得補償保険金額：13.1万円（月額）

脳梗塞で12月2日から入院し、退院後、翌年6月11日まで医師の治療を受けながら自宅療養した場合



※1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

月額13.1万円 × $\frac{3}{30}$

1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	3日分
月額 13.1 万円	月額 13.1 万円	月額 13.1 万円	月額 13.1 万円	月額 13.1 万円	月額 13.1 万円	※ 1.31 万円

（注）就業不能になって8日目からが保険金お支払対象期間となります。

所得補償保険金
合計
79.91万円
お客さまのお受
取金額です。

保険料表および保険金額（月額）（1口あたり）

◎セット名：20A
（加入限度口数：6口）
免責期間7日
てん補期間1年

月払保険料

1,500円

年令	保険金額
20～24才	22.7万円
25～29才	20.1万円
30～34才	16.3万円
35～39才	13.1万円
40～44才	10.4万円
45～49才	8.7万円
50～54才	7.5万円
55～59才	7.0万円
60～64才	6.7万円

【ご注意】

- ◎年令は、保険始期(2025年10月16日)時点での満年令となります。
- ◎免責期間とは、就業不能になった日から起算して、保険金お支払いの対象とならない期間です。したがって、免責期間7日間の場合、就業不能になって8日目からが保険金お支払対象期間となります。
- ◎保険金額(ご契約金額)の設定について
基本契約の保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内(50%以内)で適切な保険金額をお決めください。(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ◎「保険金をお支払いしない主な場合」について、パンフレット別冊[保険金のお支払いについて]をご参照ください。
- ◎左記は職種級別1級(事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ◎前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

ご加入にあたっての注意事項

この保険は三井住友建設株式会社が保険契約者となる団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

募集するプランにセットされている特約

●団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

【基本プラン (個人タイプ)】

特約名	保険金の種類	セット名			
		病気とケガの補償		ケガの補償	
		1A3	1B3	1A	1B
傷害補償 (MS&AD 型) 特約	傷害死亡保険金	○	○	○	○
	傷害後遺障害保険金				
	傷害入院保険金				
	傷害手術保険金				
	傷害通院保険金				
疾病補償特約	疾病入院保険金	○	○	×	×
	疾病手術保険金				
	疾病放射線治療保険金				
天災危険補償特約		×	○	×	○
熱中症危険補償特約		○	○	○	○

【オプション (個人タイプ)】

特約名	保険金の種類	セット名
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金	A
携行品損害補償特約	携行品損害保険金	B
受託物賠償責任補償特約	受託物賠償責任保険金	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	C D E F
先進医療費用保険金補償特約	先進医療費用保険金	S
親介護一時金支払特約 <u>親介護</u>	親介護一時金	K1 K2 K3
介護一時金支払特約 <u>本人介護</u>	介護一時金	H1 H2 H3

【基本プラン (夫婦タイプ)】

特約名	保険金の種類	セット名	
		ケガの補償	
		2A	2B
傷害補償 (MS&AD 型) 特約	傷害死亡保険金	○	○
	傷害後遺障害保険金		
	傷害入院保険金		
	傷害手術保険金		
	傷害通院保険金		
天災危険補償特約		×	○
熱中症危険補償特約		○	○
夫婦型への変更に関する特約		○	○

【オプション (夫婦タイプ)】

特約名	保険金の種類	セット名
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金	AA
携行品損害補償特約	携行品損害保険金	H
受託物賠償責任補償特約	受託物賠償責任保険金	

【基本プラン（家族タイプ）】

特約名	保険金の種類	セット名	
		ケガの補償	
		3A	3B
傷害補償（MS&AD型）特約	傷害死亡保険金	○	○
	傷害後遺障害保険金		
	傷害入院保険金		
	傷害手術保険金		
	傷害通院保険金		
天災危険補償特約		×	○
熱中症危険補償特約		○	○
家族型への変更に関する特約		○	○

【オプション（家族タイプ）】

特約名	保険金の種類	セット名
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金	AB
携行品損害補償特約	携行品損害保険金	G
受託物賠償責任補償特約	受託物賠償責任保険金	

●所得補償保険

【所得補償保険】

条項名・特約名	保険金の種類	募集セット名
補償条項、基本条項	所得補償保険金	20A

「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」「所得補償保険パンフレット別冊」を必ずあわせてご覧ください。

- ・このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、それぞれの保険ごとに右記二次元コードに掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。
- ・PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



団体生活総合補償保険
（MS&AD 型）



所得補償保険

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険・所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）および所得補償保険加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

健康・医療（※）

- 健康・医療相談（医師相談は一部予約制）
- メンタルヘルス相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス（各種人間ドック機関紹介等）
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談（医師相談は一部予約制）

介護 年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

認知症・行方不明時の対応相談 年中無休24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

暮らしの相談 平日14:00～17:00

- 暮らしのトラブル相談（法律相談）
 - 暮らしの税務相談
- 弁護士・税理士との相談は予約制

.....
お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

情報提供・紹介サービス 平日10:00～17:00

- 子育て相談（12才以下）
- 暮らしの情報提供（冠婚葬祭、ボランティア情報）
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

※メンタルヘルス相談：平日9:00～21:00、土曜日10:00～18:00、メンタルヘルス相談以外：年中無休24時間対応。

○サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

○平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

○お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。

○本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

○本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

代理店・扱者

SMC商事株式会社 保険部

東京都中央区新川二丁目26番3号 住友不動産茅場町ビル2号館4F

本店 ☎03-4582-3414

札幌 ☎011-213-3416

大阪 ☎06-6479-3311

福岡 ☎092-292-7400

仙台 ☎022-265-3222

四国 ☎0897-37-7107

名古屋 ☎052-252-0031

広島 ☎082-246-9240

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第一部第二課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

☎03-3259-6675